

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の主な内容について

1 電話異性紹介営業(いわゆるテレホンクラブ営業)に対する規制の整備

(1) 対象とする営業の定義

専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいい、店舗の有無によって店舗型と無店舗型とに区分する。

(2) 規制の概要等

ア 現行の「性風俗特殊営業」の名称を「性風俗関連特殊営業」に改め、その類型に位置付ける。

イ 営業の届出を義務付けるとともに、営業禁止区域(店舗型についてのみ。) 広告宣伝の方法等に関し、店舗型又は無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を行う。

ウ 会話の申込みをした者又はこれを受けようとする者が18歳以上であることを確認するための国家公安委員会規則で定める措置を講じておかなければならないこととする。

エ 指示、営業の停(禁)止等について規定する。

2 映像送信型性風俗特殊営業に関する規制の強化

自動公衆送信装置設置者(プロバイダ)に対して送信防止措置努力義務が生じる場合として、その記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を記録したことを知ったときを加える。

3 特定性風俗物品販売等営業に対する規制の整備

店舗を設けて物品を販売し、又は貸し付ける営業(性的好奇心をそそる物品を取り扱うものに限る、性風俗特殊営業として規制されるアダルトショップを除く。)を営む者等が、わいせつ物頒布等又は児童ポルノ頒布等の罪を犯した場合、性的好奇心をそそる物品販売等の部分に限る、6月を超えない範囲内で営業停止を命ずることができることとする。

4 その他所要の規定の整備

精神病者に係る風俗営業の欠格条項を削除する。